

静岡・清水商工会議所合併協議特別委員会 規約

(委員会の設置)

第1条 静岡商工会議所、清水商工会議所（以下、「両会議所」という。）は、静岡・清水商工会議所合併協議特別委員会（以下、「特別委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 特別委員会は、次条各号に掲げる両会議所の合併に関する事項について協議することを目的とする。

(任務)

第3条 特別委員会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 合併の時期、方式及び主たる事務所の位置
- (2) 新定款（諸規約を含む）に関する事項
- (3) 事業、組織及び財政に関する事項
- (4) 役員及び議員に関する事項
- (5) 職員の処遇に関する事項
- (6) 財産の承継に関する事項
- (7) 前各号に掲げるものの他、合併に関し必要な事項

(組織)

第4条 特別委員会は、次に掲げる委員40名以内をもって組織する。

- (1) 両会議所の会頭、副会頭
- (2) 両会議所の常議員・議員の中からそれぞれの会頭が指名するもの
- (3) 両会議所の専務理事、常務理事、理事

(役員)

第5条 特別委員会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長、副会長は両会議所の会頭の1年ごとの交替制とする。
- 3 会長は、会務を掌握し、特別委員会を代表する。
- 4 会長に事故ある時は、副会長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 特別委員会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集する。

- 2 会議の開催の時期及び場所は、会議に付すべき議案とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議の出席を求めることができる。

(会議の運営)

第7条 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会議の議決については、原則として全会一致で決するものとする。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事その他会議の運営に必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

(小委員会の設置)

第8条 特別委員会は、個別・具体的な協議をするために、下部組織として小委員会を設ける。

- 2 小委員会の組織・その他設置に関する事項は会長が別に定める。

(経費)

第9条 特別委員会に要する経費は、両商工会議所が均等に負担する。

(委任)

第10条 この規約に定めるものの他、特別委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成20年8月26日をもって施行する。